

台東区地域ケア全体会議設置要綱の改正について

台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正に伴い、台東区地域ケア全体会議設置要綱の改正を行う。

【改正点】

1. 会議・会議録の公開 ※現状に合わせた改正

- ▶全体会議は原則非公開とする
- ▶会議録・資料は条件を付し(個人情報等に配慮)公開する

令和7年4月1日から施行

台東区地域ケア全体会議設置要綱

平成29年 4月 1日
29台福介地第22号
令和5年 4月 1日
4台福介地第893号
令和7年 4月 1日
6台福高第1809号

(設 置)

第1条 介護保険法第115条の48第1項の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した日常生活を送ることができるよう、質の高いケアマネジメントの実現による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことにより、地域包括ケア体制の推進を図るため台東区地域ケア全体会議（以下「全体会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 全体会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域のネットワーク構築に関すること。
- (2) 地域の社会福祉資源の情報集約と活用に関すること。
- (3) 地域の抱える課題分析及び共有化に関すること。
- (4) 高齢者のニーズの把握並びにサービス提供体制及び地域における支援体制の検討に関すること。
- (5) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (6) その他地域ケア会議の目的を達成するために必要なこと。

(構 成)

第3条 全体会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 民生児童委員
- (4) 健康推進委員
- (5) 社会福祉協議会職員
- (6) 介護サービス事業者及び職能団体等
- (7) 介護保険の被保険者
- (8) 関係行政機関職員

- 2 全体会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長の指名により選出する。
- 4 会長は、全体会議の会務を総括し、地域ケア会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、区長の委嘱又は任命を受けた日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞職したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第5条 全体会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、全体会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門的に検討する会議の設置)

第6条 会長は、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて専門的に検討する会議を設置することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議を通じて知り得た情報については、個人のプライバシー及び人権を侵害することの内容に十分留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(会 議)

第8条 全体会議は、原則非公開とする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に係る資料（以下、「会議録等」という。）は、公開するものとする。

2 会長は、会議録等の公開に当たり、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第10条 全体会議等の事務局は、福祉部高齢福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、全体会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部長
健康部長
台東保健所長